



サルトルとグローバル・ジャスティス : ラッセル法 廷50 周年記念を迎えて

南, コニー

(Citation)

神戸大学文学部紀要, 47:65-80

(Issue Date)

2020

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81012055>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012055>



サルトルとグローバル・ジャスティス

——ラッセル法廷 50 周年記念を迎えて——

南 コニー

はじめに

1967年、ベトナム戦争におけるアメリカの戦争犯罪を糾弾するために世界で初めて「民衆法廷」がストックホルムで開かれて今年で50年になる。パーランド・ラッセルによって提唱され、サルトルが議長を務めたことから、別名「ラッセル＝サルトル法廷」とも呼ばれている民衆法廷は、国家や国際機関によって設置される法廷とは異なり、法的拘束力は伴わないものの、国際的な人道問題が発生している地帯に関する情報を広く知らしめるとともに、問題の所在を明らかにし、現状を糾弾することで和平を促す試みであり、現在もお、イラクやアフガニスタンなど、世界各地で開かれている。第1回ストックホルムにつづき、東京、デンマークのロスキレでも、同じ1967年に「民衆法廷」が開催された。

本論考の趣旨は、サルトルがロスキレのラッセル法廷で発表した『ジェノサイド』に、彼の後期思想における「単独的普遍」の概念の展開と発展が見られることを検証、分析しつつ、同じく彼の『生けるキルケゴール』において課題として残されていた、単独的普遍の概念が社会的現実として如何に体现されえるのかという問いの答えの一つが、この法廷の主催と参加、社会的呼びかけを通して示されたということを論証することにある。また同様に、この民衆法廷の開催が、ジェネロジテ（贈与）などサルトルの倫理的課題に答えるモラルの

具現化としてのプロセスであることも、あわせて究明する。

1. ラッセル法廷への軌跡—サルトル「単独的普遍者」から「ラッセル法廷」へ
サルトルのモラル論は断片的かつ未完ではあるが、大まかな通時的区分として、従来、以下のような第1期「本来性のモラル」、第2期「弁証法的モラル」、第3期「対話論理的モラル」の3つに分けられてきた。

- | | | | |
|---|-----|--------------|-------------|
| ① | 第1期 | 本来性のモラル | 1945－49 |
| ② | 第2期 | 弁証法的モラル | 1963－65 |
| | | 単独的普遍－実践的モラル | 1966－74 |
| | | | 1967:ラッセル法廷 |
| ③ | 第3期 | 対話論理的モラル | 1975－80 |

本論考では、ラッセル法廷が1967年に開催されたことを踏まえ、さらに、この第2期の「弁証法的モラル」と第3期の「対話論理的モラル」の間の空白期間に焦点をあてつつ、この1966年と74年の間におけるサルトルのモラルを仮に「単独的普遍－実践的モラル」と名付けて、その正当性の検証を試みようと思う。

まず、第2期のモラルは、第1期のモラルに残された課題である「非共犯的反省」の限界を受け入れることから始まる。第1期のモラルが、観念論的で個人主義的であったとサルトル本人が後に振り返って自己批判しているように、モラルは、個々人が自己欺瞞から本来的自己へと移行する「回心」によって可能であるという抽象概念のまま留まっており、個人の回心がモラルへと向かう媒介である「非共犯的反省」はどのようにすれば可能か、ということまでは言及されていない。第2期のモラルへとサルトルが向かうのは『弁証理的理性批判』執筆後であり、ここでは他者との共存という枠組みの中で捉えられるべきモラルについて構想され、従来の自己疎外からの解放以上に、社会的状況や、歴史

性といった事柄が重要視されている。ここで問題となっていたのは、歴史を乗り越え、歴史に乗り越えられる個人の実践のあり方である。そして歴史的な展開と人間的現実を関係づける「単独的普遍」という概念はこの頃から顕著に表れ始める。「単独的普遍」という言葉が初めて用いられたのは、1964年、キルケゴールの生誕150周年を記念してパリで開催されたシンポジウムで発表された同名の論文においてであるが、このときサルトルは、「単独者が歴史のうちに普遍者として自己を設定する限りにおいて、普遍者が単独者として歴史に入ってくることを示したおそらく最初の人¹」として、キルケゴールを「単独的普遍者」として位置づけている。また、ヘーゲ尔的な知の体系に還元されない彼の単独的普遍性（非一知）を理解するためには、彼を自らの冒険として生きることが必要であると説く。サルトルは晩年の作品『家の馬鹿息子』の序文で次のように書いている。

一人の人間とは決して個人ではないということです。人間を単独的普遍と呼ぶ方がいいでしょう。自分の時代によって全体化され、まさにそのことによって、普遍化されて、人間は時代の中に自己を独自性として再生産することによって時代を再び全体化します。人間の歴史の独自の普遍性によって普遍的であり、自らの投企の普遍化する独自性によって単独的である人間は、両端から同時に研究されることを要求するのです²。

ここで提起されている「単独的普遍」とはキルケゴールに見た単独的普遍の概念の展開である。つまり誰もがそうであるべき人間的現実のあり方であり、歴史性、相互共存を念頭に置いたモラルの模索でもある。第一期のモラルに書かれた『存在と無』が解放の倫理学の序章に留まっていた理由としてサルトルはのちに、

「道徳性は具体的な状況でしか存在しえない³」と書いている。つまりモラルは、世界に現実に参加している人間を前提とし、この世界で自由がどうなるかを検

討するということを前提としているということである。言い換えれば『弁証法的理性批判』は『存在と無』の続きで、実践的道徳はその後、サルトルの道徳主義がアンガージュマンを通して現実主義に変わること、初めて達成されるのである。また彼の晩年の作品であるフロベール論の中にもそれを見ることができる。サルトルが、自らの時代にコミットして投企することでキルケゴールの単独的普遍を反復する行為は、その還元不可能性を体現することでモラルを具体的な状況で模索する過程に他ならない。第2期のモラルから第3期のモラルへと移行するモラルの始点は、まさにこの「還元不可能性」が媒介になる。サルトルは、『生けるキルケゴール』で次のように述べている。

キルケゴールは、彼独自の意味においてではなく、私の「冒険者一存在」のレベルにおいて、私が外部から私に到来する出来事であるべきである限りにおいて、私の冒険として復元される。「歴史」が、我々の行為の印の担い手としての事物によって普遍化され、人間の新たな誕生の一つ一つによって単独的な冒険となり、この冒険のうちに歴史が自己の普遍性をたたみかける限りにおいて、死者キルケゴールは、生者になることができる。というのも、彼はあらかじめ、いままだあらぬ私であったからであり、私は、別の歴史的諸条件において、キルケゴールを再び繰り返すからである⁴。

この引用からもサルトルにとって、本来的な在り方とは、普遍には還元されない独自の在り方であり、「歴史」を無視したモラルは存在しえないということが帰結される。サルトルは「歴史化」と「史実化」という二つの言葉を使い分けるが、サルトルのいう「歴史化」とは、歴史のうちで対自が自分に関してなす投企のことであり、「史実化」は歴史化が客体的なものへと移行すること、つまり後の時代の観点から見られることで成り立つ。この史実性に抗してサルトルは自己歴史化の必要性を説いてきたということができる。『真理と実存』

で彼は次のように述べる。

自分の時代を永遠の方へと向かって超越する試みによっても、我々の影響の及ばない未来の方へと向かって超越する試みによっても史実性からは逃れられない。事態はまさに逆なのだ。むしろこの時代においてのみ、そして時代によってのみ自らを超越することを受け入れ、そして自らの提起する具体的な目的を時代そのもののうちに探求し、そうして史実性から逃れることができるのだ⁵。

このように、個人と歴史の関係を乗り越えることによって目指されているのは、自らの時代への投企を通して規範性のない倫理の創造可能性であるし、学問としての倫理が機能し得る範疇を超えた時代における、モラルの可能性である。そしてこのモラルが哲学的概念の枠組みを超えて社会的現実性へと変態する源泉となるのは、dévoilement（暴きだし）による「真理の生成」であるとサルトルは考える。dévoilement…とは「暴き出すこと」、「開示すること」だが、これはハイデガーのEnbergungのフランス語訳で、Unverborgenheitはフランス語でnon-voilement（隠れなさ）という意味になる。ただし、ハイデガーが『真理の本質について』において、真理を隠れなきもの、と捉えていたのに対し、サルトルにおいては、dé-voiler（暴き出す）という能動性（activité＝活動）が強調されているという違いがあることに注目する必要があると思われる⁶。

こうして暴き出された「真理が生きたものであるのは、他人にとってそれが解明であり、開示であり、アンガージュマンである間だけ⁷」である、とサルトルは言う。つまり真理には、「死んだ真理」（「地球は回っている」など）と、「生成する真理」があるということになる。サルトルは「真理とは生成したものではなく、生成するものである」と述べているが、真理とは主観的であり、「あるひとつの時代の真理とは、「存在」の発見として生きられたその意味やその風土である⁸」とも付け足している。

この生成される真理は、22歳のときにキルケゴールが未公開の日記に書き残した次のような言葉を想起させずにはおかない。

私がなすべきこと：

私にとって真理であるような真理を見つけ、私がそれのために生き、そして死んでもいいと思うようなイデーを発見すること⁹。

これはキルケゴールが「主体的真理」と呼ぶもので、彼は各人がそれぞれ生きる指標となるべき真理を生成させる必要性を説くが、サルトルは、ラッセル法廷開廷の辞で次のように述べている。

この裁判の結論がどのようなものであれ、私たちが結論を出すのと同時に、あるいは、おそらく私たちが結論を出す以前に、結論があらゆる人々のもので、ひとりでに生まれてきてくれたらいいと思います。こうした裁判の開廷は共同の試みであったわけですが、この試みの最終段階は、ある哲学者が言ったように、「真理は生成された」となるべきです¹⁰。

ここにおいて、「ある哲学者」とはキルケゴールであり、サルトルが「真理は生成された」という表現を用いたのは、まさにキルケゴール的な意味においてである。サルトルは『生けるキルケゴール』の中で、「キルケゴールならば、真理は本来性の決意であり、逃亡の拒否であり、自己復帰の意思であると付け加えるだろう¹¹」、と述べている。また、真理とは獲得と獲得される対象との統一であり、一つの変化であり展望でもある。ラッセル法廷で沈黙の罪¹²を裁き、今ここにはない、生きた真理を導くことがモラルにつながり、法廷を永続的な形として残す要求の開示が人々に呼びかけられてもいる。

第2期のモラル以降、サルトルは責任ある作家あるいは知識人として語り、行動を起こすことで人々の良心に呼びかける態度を以前よりも明確にする。サ

ルトルの思想の中では、歴史の意味と個人のモラルとの間に極めて鮮明な回路が成立していて、それにより人間相互の関係がより倫理的になっていく社会をこそ、彼は歴史の方向—意味として構想していたのは明らかである。そのため人間として、あるいは作家としてなされるべき使命があり、時代の告発者として立ち向かうことは必然でもあった。サルトルは、さらに、作家は単に同時代的な作家として書くのではなく、未来へ向けて、今そこにはないもののために書くということが必要だと強調する。

「自らの時代のために書く」という表現を、自らの現在のために書くという意味であるかのように人々は理解した。だが、それは違う。それは具体的な未来のために、つまり、各人それぞれの行為に対する希望と恐れと可能性とによって限定された未来のために書くことなのだ¹³。

ここで世間からの嘲笑を受けつつも、教会に抗議し、既存の腐敗したシステムに対抗したキルケゴールと、ラッセル法廷開催にあたり嘲笑の対象となったサルトルがジャーナリストに答えた次のような言葉が重なりあう。というのも、あるパリの新聞は、「なんという奇妙な〈法廷〉だろう。陪審員たちがいるのに、判事がいないとは！」と大々的に書き立てたからだが、それに対し、サルトルは「そのとおりなのです、われわれは陪審員でしかない、われわれは誰にたいしても、有罪を宣告する権限も無罪を宣告する権限ももっていないのです。だから検事はいないのです。厳密に言えば、起訴状さえ存在しないでしょう¹⁴」と答えたとされている。

ラッセル法廷の意図も経緯もわからずに、これを茶番劇と捉えていたメディアは、この一社にかぎらなかったが、もし記者が一体何のために、誰に向けて、法廷が開かれたかという意図を少しでも理解していたならば、記者自身こそ、不在の「判事」を務めるべきであったことに気付いたかもしれない。

その後まもなくある集会で「なぜあなた方がこの＜法廷＞を設立し、その陪審員になろうと決意したのですか？」と尋ねた記者にこう答えることができた。「それは単純にあなた方が、あなた方がそれをしなかったからにすぎません¹⁵」。

サルトルの答えを聞いた記者が沈黙して返すべき言葉が見つからなかったという逸話はあまりにも有名だが、まさにこの「沈黙」は「欠落」の開示であるとともに「共有」、「了解」への可能性を含んでいるものと考えられるだろう。サルトルは「大衆こそがあらゆるジャスティスの源泉である¹⁶」と述べているが、彼は私人としてイニシアティブをとりつつ、この点を大衆に知らしめようとしていたのだと思われる。キルケゴールと同様に、まず自ら行動することで、現状を広く人々と共有することを求めていたのである。

次に、このラッセル法廷が開かれた当時の状況と開催の成果について未刊の資料を参考にしつつ、仮説として提案した「単独の普遍－実践的モラル」と関連付けて議論する。そのためにキルケゴールの「単独の普遍」がラッセル法廷へどう関わっているのかについて、第二期の弁証法的モラルに書かれた『弁証法的理性批判』を参照したい。『弁証法的理性批判』は、個人的実践がいかにして歴史へと構成されていくのかという実践的総体の理論だが、個人の実践から共同の実践への変遷についてフランス革命を例に挙げ説明している。

今我々は振り仰いでいる顔たちに向かって身をかがめ、「バスチューヘ！」と叫ぶこの弁士の中に、共同的個人（すなわちその実践が共同的である）が全群衆に向かって、共同の統一化の規則として、彼の有機体的実践的な生物学的統一を付与する姿を見る。実際我々はのちに個人性として自らを実現しようと試みている進行途上の全体化としての共同的統一性を見るであろう¹⁷。

このように個人が他者と融和する共同的個人は、溶融集団の始まりとして形成され、結論から言えば、単独的普遍からラッセル法廷への移行は「溶融集団の可知性¹⁸」を媒介としている。つまり個人的実践から集団の実践へと変遷する過程において、媒介された相互性から「権能¹⁹」が多数性において発生し、行動の各瞬間において自然自発的に主催者性を行使する規制者の第三者となって現れる。また実践を永続化することにより、「制度」を生むことになる。そして、共同の実践を行う溶融集団が組織へと移行する場合には「誓約」という媒介された相互性を礎として存続集団への移行が可能である。本論では、単独的普遍が抽象的な個人的な実践となり、共同の個人から生まれたラッセル法廷が溶融集団の具体的な実践となる。また3度に渡って法廷が開催された事実とその存続が「誓約」されたことで永続的な「民衆法廷」の「制度」を生み、大衆と国家の双方から「権能」を得る真のジャスティスへとつながったのである。

2. ロスキレ法廷における真理の生成と「単独的普遍—実践的」モラル



ラッセル法廷の成果の主なものは、次の3つである。

- ① クラスター爆弾の使用事実をアメリカに認めさせたこと（証拠、証言）

② ベトナム戦争の惨状を、メディアを通して全世界に知らせたこと

③ その後、「民衆法廷」が常設化されたこと

これこそ先に述べた「真理が生成された」という事実の裏付けであり、良心のために開かれた裁判として最良の帰結といえるだろう。しかし、ここでは、裁判の過程、とりわけ現地の開催状況を手がかりにラッセル法廷の真意について考察してみたい。この裁判を開くことには多くの困難が伴ったが、アメリカ政府やアメリカ政府に対する各国指導者の配慮ゆえに、開催地が決定できなかったり、海外からの出席予定者にビザの発給がされなかったりなどのあからさまな妨害行為もあった。二転三転の末、第1回法廷の会場はストックホルムに決まる。その経緯をサルトルは、「スウェーデン政府はデモクラシーを尊重することによって、我々の開廷を見逃しました。わたしはそのことに敬意を捧げます。フランスでも事情は同様ですが、デモクラシーの尊重度はスウェーデンより低いのです²⁰」と述べている。サルトルはド・ゴールのフランスに失望するが、このさまざまな妨害こそが、逆に法廷の正当性を証拠立てているとし、この妨害が「恐れ」に基づくものと確信することになる。

さて、このような苦難と混乱の中で始められたストックホルムでの第1回民衆法廷においてサルトルは、中間的決断を出すまで閉廷しない旨を述べたが、それは、判決を先伸ばした場合、アメリカの圧力で内容が曲解される可能性があったからである。また、これは極度に緊迫したベトナムの現状に鑑み、後からの判決では「真理の生成」が妨げられる恐れ事があったからである。

法廷の最後に、「アメリカ政府はベトナム人民に対するジェノサイドの犯罪について有罪であるか」という問いが提出され、それにたいして満場一致で「有罪」が告げられる。その後、サルトルは有罪判決の理由を書くことを委任されるが、それが『ジェノサイド』というロスキレで発表された文章に結実する。そこには次のような一節がある。

17度線の南で農民たちは稲の刈り入れの準備をしている。アメリカ兵がやってきて、彼らの家に火をつけ、彼らを戦略村に移送しようとする。農民たちは抗議する。これら火星にもひとしいアメリカ兵に対して素手の彼らにほかになにができるのでしょうか？「今年は稲の質がとてもよいから、ここにいて自分の米を食べたい」と彼らは言います。それだけです。ところがそれだけで若いヤンキーを激怒させるのに十分なのです。[…] ひとりの農夫が機銃掃射を浴びて稲田に倒れるとき、その農夫とともに打ち倒されたのは私たちすべてなのです。それゆえ、ベトナム人民はすべての人間のために戦っているのです。そしてアメリカ軍はすべての人間を敵として戦っているのです。比喻でも抽象でもありません²¹。

この『ジェノサイド』が発表された第3回法廷は、すべての点において第1回目のストックホルムでの法廷より成功をおさめたと考えられる。それは法廷開廷の圧力に対抗した地元の新聞メディアなどが沈黙を破り、その内容が世界中へと広く発信、「開示」されたことにその主たる要因があるだろう。サルトルも確認しているように、「ラッセル法廷の作業について人々が沈黙したというのは正しくありません。大半の新聞は開廷に関する記事を発表し、証言内容のある程度紹介し、さらに我々の評決を報道した²²」のである。後にサルトルは民衆法廷の開催について次のように述べている。

政府が戦争宣言するのを妨げるのは各国人民である方がずっと意味があるのだあろうが、目下のところそういう状況にはないので、とにかくわれわれで法廷を開こうじゃないか、そしてこれを人民に承認してもらうことによって法廷としての価値を与えようじゃないか、というのがわれわれの望んだことだった。重要なのは、われわれが行った討論じゃなく、読んで判断するための確実な何かをわれわれが大衆に与えたということだ。それでもしわれわれが十分な信用と世論とを獲ち得ていたなら、そのときは正

当な判決となっていただろう。じっさいにはこの裁判は非常に先まで行った。というのは、われわれはアメリカをジェノサイドの嫌疑で起訴し、最終的にアメリカは大量虐殺を行ったと宣告したのだから²³。

次に、ロスキレでの法廷開廷中に行われたサルトルと現地の『ポリチケン』紙の記者との貴重な長文のインタビュー記事（原文デンマーク語）を中心に検討を加えたい。というのも、マスメディアの役割とラッセル法廷の意図をサルトルがこれほど明確に示した資料はフランスにも、ラッセル法廷の開かれたロスキレにもストックホルムにも見当たらないと思われるからである。

ラッセル法廷が「ベトナム戦争を終結させる可能性」がどれほどあるかを尋ねる記者に対して、サルトルは、次のように答えている。

全てはマスメディアに依拠しています — それは世論に直接影響し、特に最初にアメリカの世論に影響します。私たちは、この裁判がアメリカ政府に今繰り広げられているベトナム戦争をやめさせることができるという幻想は抱いていません。[...] アメリカではすでにこのベトナム戦争が攻撃的な行為であることを認識しはじめている人たちがたくさんいます。多くの若いアメリカ人、学者などです。しかし、彼らはしばしば、反対をサポートするための情報を欠いています²⁴。

インタビューは続き、特に、若い世代のアンガージュマンの在り方についての質問がなされる。「今日の小説家はおそらくベトナム解放運動に対して共鳴することはできても、アンドレ・マルローのように戦争を扱い、書くための具体的な素地・基盤が欠けている²⁵」。その原因は「彼らが形式のための形式を信奉し、内在的アプローチに依拠するため、現代の文芸芸術に貢献するような具体的な根拠が欠如しているからではないか」という記者にサルトルは次のように答える。

今日の大部分の散文芸術家は無責任です。なぜなら最も大事な問題に対処していないからです。今日の人間にとって原子爆弾と帝国主義が脅威になっています。私は芸術家がこの脅威を見過ごすことを理解できません。さらに、ヨーロッパ人であるということは人種差別主義者であることと同義です。すべてのヨーロッパ人は意識的または無意識のうちに、人種差別主義者です。それに気づいたとき、我々はこれをどうにかすることができません。この脅威において文学は創造されるべきでしょう。今日芸術家たちは二重の人間として在るのです。アーティストとして、そして市民として。新しいフランスの一部の小説家たちは、彼らの同時代において、アルジェリア戦争における脱走兵を処罰しないことを求めた「121宣言」に署名しましたが、それは、一市民の名においてでした。ロブ＝グリエもその宣言に署名しましたが、そのことによって、彼の作品は異なった輝きを放つようになったのです²⁶。

質問者の提示する「具体的な素地・基盤」の欠如とは、社会に参画する覚悟と責任の欠如と考えられるが、質問者のいう「形式のための形式」は、言うまでもなく、小説の技法やテキストの構造を重んじる形式的文学の古典的手法、あるいはロシアフォルマリズムの異化作用に見られるような極端な内在的アプローチを念頭に置いているものと思われる。そしてこれらの作家においては、文学以外の対象や理念を追求する意図や、社会参加の意図が見られないと質問者は批判する。これに対しサルトルは、そのような形式主義者が、ブルジョワ的であり、権威主義的であり、かつマイノリティーに解放されていないという意味において、排他的であり、差別主義者であると明言する。さらに世界で起っている悲惨な戦争や搾取、脅威に晒されていることを見過ごすことは無責任であり、もはや不可能であるとも断定する。ここでは特に、「二重の人間」という表現がとりわけ重要に思われる。ラッセル法廷で、サルトルは法服を纏わない一市民として陪審員を引き受けたが、それこそ、「作家」かつ「一市民」

として「二重の人間」を自ら実証して見せることによって、全ての作家への呼びかけをおこなったものと考えられる。

最後に、「若いフランス人哲学者」たちに対するサルトルの考えを見ておこう。彼は次のように言う。

私は、構造に対して歴史を従属的なものにしようとする今日の思想家たちには反対です。我々は現在、実証主義へのある種の回帰を経験しています。確かに歴史の意味を誇張してきたことは否めません。いくつかの既存の構造があることは事実であり、その全ての背景に常に個人がいるわけではありません。哲学者は実践的でなければなりません。偉大な思弁的哲学者たちは常に実践的でした。例えば、キルケゴールです。彼の思想家としての行いには、高度な次元での実践的な狙いがありました。それは単独性の救済です。他にそうした思弁的哲学者がいるとすれば、それはマルクス主義者、革命家だと思われます。私が構造主義に対して異を唱えるのは、構造自体を重要視し、それらに対して人間が行うことに重きを置かない点です。一番重要なのは、[…] 人間に行われたことではなく、人間に対して行われたことに対して、人間が行うことなのです²⁷。

下線で強調したように、「高度な次元での実践的な狙い」、それが「単独性の救済」であるとサルトルは述べる。サルトル初期に見られる個人主義的人間のモラルではなく、構造主義が見落としてしまっている人間性に立ち戻ること、それがキルケゴールにおける「単独性の救済」であるというわけである。つまり構造主義への対抗としての単独性ではなく、形骸化された構造に人間の実践性を取り戻す行いとしての「単独性の救済」が問題になっている。そしてこの単独性の救済こそが、本論の冒頭で述べた「単独的普遍」に他ならない。

すでに冒頭で見たように、サルトルは、「一人の人間とは決して個人ではないということです。人間を単独的普遍と呼ぶ方がいいでしょう。自分の時代に

よって全体化され、まさにそのことによって、普遍化されて、人間は時代の中に自己を独自性として再生産することによって時代を再び全体化します」と言っていた。この言葉が意味することは、人間に対して行われたこと（構造）に対して人間が行うことが重要であり、それが単独の普遍であるということである。

サルトルがキルケゴールの「単独性の救済」を実証し、真理の生成を行うところそが、本論冒頭で仮説として提出した「単独の普遍－実践的モラル」にはかならない。こうして、サルトルがキルケゴールとは別の歴史的諸条件において、キルケゴールを繰り返すことにより、「死者キルケゴールは、生者になることができる」のである。

本論では1966年から74年の間におけるサルトルのモラルを、「単独の普遍－実践的モラル」と名付け、サルトルによる民衆法廷の開催を例にそれを根拠づけようと試みた。ここではストックホルムとロスキレにおける法廷を中心に扱ったが、引き続き、第2回法廷にあたる東京法廷についても考察していく所存である。とりわけ、この民衆法廷に寄与した弁護士の森川金寿をはじめとする日本人の功績についても明らかにしたい。

注

- 1 Sartre, *Situations VIII*, p.77. p.181.
- 2 Sartre, *L'idiote de la famille*, Préface, Gallimard, 1983.
- 3 サルトル『サルトル－自身を語る』、人文書院、海老坂武訳、1977、106p.
- 4 Sartre, *Kierkegaard vivant*, p.322.
- 5 Sartre, *Vérité et existence*, Gallimard, 1989, p.136
- 6 *Ibid.*, p.45.
- 7 *Ibid.*, p.35.
- 8 *Idem.*, 強調サルトル。
- 9 Kierkegaard, *Journalen AA*・1835-1837 <http://sks.dk/AA/txt.xml>. 下線強調キルケゴール。
- 10 Sartre, *Situations VIII*, p.76. 強調執筆者（強調箇所はどこ）。
- 11 Sartre, *Kierkegaard vivant*, p.322.

- 12 サルトルによれば、沈黙は反動的でコミュニケーションの拒否であり、逆に、コミュニケーションは、真理と進歩とを必然的に想定する。
- 13 Sartre, *Vérité et existence*, p.33. 下線強調サルトル。
- 14 Sartre, *Situations VIII*, p.77.
- 15 *Ibid.*, p.87.
- 16 *Ibid.*, p.54.
- 17 Sartre, *La Critique dialectique de la raison*, Gallimard, 1985, p.51.
- 18 溶融集団の集団にとって、可知性（intelligibilité / 知解可能性）の基礎は（＜他者＞たちや敵や競争者などの実践によって共同化され共同化する）ある目標の構造が、個人の実践を通して全員の実践の統一性を要求するものとして露わにされるということである。（『弁証法的理性批判』、第1巻、実践的総体の理論Ⅱ、p.56.）
- 19 pouvoir / 集団がそれに参加する各第三者に付与する共同実践の能力。
- 20 Sartre, *Situations VIII*, p.68.
- 21 *Ibid.*, p.121, p.124. なお、ロスキレ法廷閉廷後、戦地ハノイの在住者であり証言者でもあったファン・ヴァン・ドングからサルトルに宛てられた以下のような電報（1967年10月17日付けの電報、原文英語）がロスキレ歴史資料博物館に残されている。「ジャン＝ポール・サルトル様 / 第1回国際法廷を成功に導いたあなたとあなたの同僚の皆様方に感謝致します。我々の真つ当な訴えを擁護し、アメリカ帝国主義者がベトナムで行っている非道な犯罪行為を非難することで、法廷は我々にベトナム国民が重きを置いている政治的、倫理的サポートをしてくださったばかりでなく、自由の権利、独立、平和を保持する貴重な貢献をされたのです。」（*Roskilde Historisk arkiv*）
- 22 Sartre, *Situations VIII*, p.58.
- 23 サルトル『サルトルー自身を語る』、人文書院、1977年、135p.
- 24 *Politiken*, 28 november 1967.
- 25 ここでサルトルはアンドレ・マルローの『希望』の中の「同胞性の黙示録」を念頭に置いている。同胞性の黙示録とは、大衆蜂起直後の混沌とした集団行動の状態であり、変貌されるべきものとしてマルローが自身の経験をもとに指摘している。
- 26 *Politiken*, 28 november 1967.
- 27 *Idem*. 下線強調筆者。